

# 75歳以上の高額な診療を受けられる皆様へ

## 【高額療養費制度とは】

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

## 自己負担の限度額

	負担割合	外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）	※多数該当
現役並みⅢ	3割	252,600円 ＋（医療費－842,000円）×1%		140,100円
現役並みⅡ		167,400円 ＋（医療費－558,000円）×1%		93,000円
現役並みⅠ		80,100円 ＋（医療費－267,000円）×1%		44,400円
一般Ⅱ	2割	6,000円 ＋（医療費－30,000円）×10% または 18,000円 低い方を適用 （年間上限 144,000円）	57,600円	44,400円
一般Ⅰ	1割	18,000円 （年間上限 144,000円）	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ			15,000円	

※多数該当…過去12カ月の間で3回上限額に達した場合4回目から上限額が下がります。

## 申請が必要な方

現役並み所得者ⅠⅡⅢ→限度額適用認定証

低所得者ⅠⅡ→限度額適用・標準負担額減額認定証

申請先…市町村の後期高齢者医療担当窓口/病院にてオンライン登録（一部の病院）



※ご不明な点は上記手続き先、または医療福祉相談室までお問い合わせ下さい。